広島西南ロータリークラブ 会報

Rotary

No.1257号

2021-2022 RI theme

SERVE TO CHANGE LIVES

9月

2021年

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

基本的教育と識字率向上月間・ロータリーの友月間

URL https://hiroshima-swrc.jp

会長時間

第1627回例会　9月9日

皆さんこんにちは。

今日は9月9日、当クラブの創立記念日です。1986年9月9日から当クラブは始まりました。それから9月9日には、創立記念の祝賀会を開催して参りました。昨年もコロナ禍ではありましたが、昼間に祝賀会を行うことができていました。しかし今年は、このような形でしか皆様とお会いすることができず、当クラブ始まって以来の異常事態ではありますが、当クラブ設立以来の奉仕と実践の精神の下、皆さんと心を一つにしてこの難局を乗り切って参りたいと思います。

さて、9月はロータリーにおける「基本的教育と識字率向上月間」です。ロータリーの活動においては、「教育の支援」が重点的な活動分野の一つとして挙げられています。全世界の成人人口約54億人のうちの14%の7億6000万人が読み書きの能力に問題があると言われており、そのうちの3分の2が女性だそうです。今年度のシェカール・メータ国際ロータリー会長は、女子のエンパワーメントの観点から識字率の向上をはじめとした女子教育への支援の必要性を訴えられています。母となる女子の識字率の向上により、幼児の生存率も上がるとされており、世界には学ぶことが生きることに直結する社会があります。また、女子が学ぶことに危害を加えられかねない社会もなお存在しています。日本においては識字率の問題は意識されておりませんが、リモート授業で家庭内でのITへのアクセスの可否が教育格差を拡げかねない問題や、また母子家庭を巡る貧困の問題など、国内でもなお教育や子供の成長への奉仕活動の重要性は失われてはおらず、かえって今後なお必要となってくると考えられます。これを機に、世界あるいは日本におけるロータリー活動としての教育支援のあり方について、ご関心を持っていただけますようお願いいたします。

後ほどご紹介いたします当クラブ35周年事業は、青少年奉仕で宮島の子供たちに教育のための機材を提供させていただいたもので、ロータリーの「教育の支援」の一環と言えます。本来であれば、周年行事については記念式典を開いて、クラブ内外にお披露目をすべきではありますが、現下の状況に鑑み、皆様に贈呈式の様子をご紹介する形で式典に代えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で会長時間を終わります。

第1628回例会　9月14日

皆さん、こんにちは。楊さん、ご苦労さまです。米山奨学生の楊さんにはこちらの会場で例会に参加していただいております。12日に緊急事態宣言が延長されたところではありますが、広島県では感染者数が漸減しています。全国的にも減少傾向にあるようで、第5波の収束も見えてきたところではありますが、今月いっぱいは気を抜かず、発症者がゼロになるのを目指して今しばらく辛抱を続けたいと存じます。来週の例会は休会とし、再来週28日は今日と同じくZoomでの例会とさせていただきます。28日には杉川ガバナーより、公式訪問で見られた他クラブの状況や、ガバナー活動の近況についてのお話をいただきますので、次回の例会もご参加をよろしくお願いいたします。

さて、会長時間には広く職業奉仕に関するお話として、法律とビジネスの話題を取り上げさせていただきたいと考えておりますが、今日お話しするのは、ビジネスと人権のお話です。

最近、新聞記事等でもビジネスと人権という話題をご覧になることが多いのではないかと思います。ビジネスと人権というキーワードでGoogle検索しますと、法務省、経産省だけでなく、外務省のホームページもヒットいたします。このようにビジネスと人権の問題が取り上げられるようになった経緯は、法務省のホームページにまとめられています。

2011年に国連の人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が定められましたが、2015年に策定されたSDGsや、環境、社会、ガバナンスの観点から企業投資を選別するESG投資などの流れを受け、企業活動と人権の問題に関心が集まるようになり、日本政府も昨年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-25)」を定め、ビジネスと人権の問題が政府の施策として取り上げられることとなりました。外務省のホームページにまでビジネスと人権の項目についての説明があるのは、ビジネスと人権への対応が国際公約の面を有しているからだと言えます。

法務省の説明によりますと、ビジネスと人権に取り組むことで、日本企業がより人権を尊重する責任ある企業活動を行うようになれば、企業価値や国際競争力も高くなり、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現へつなげることができる、ということです。

具体的に企業に求められることは何か、ですが、企業の内外を問わず企業活動において人権を尊重すること、企業活動で人権への悪影響が生じてしまったら、直ちにそれを解消することです。その企業の活動だけではなく、取引先の企業が行う人権侵害に手を貸すようなことがあってはなりません。人権を尊重すべき企業とは、経営規模を問わず、儲かっているかどうかを問わず、業種を問いません。うちは小さいから大丈夫とか、今経営が苦しいからちょっとくらい目こぼしして、というのは許されないのです。

企業活動で人権を尊重するために企業がすべきこととしては、①企業として人権方針を策定すること②人権デュー・ディリジェンスの実施、③救済メカニズムの構築が挙げられています。このうち人権デュー・ディリジェンスとは、企業で人権侵害事件が起きたとき、それに対処するだけではなく、対処についてあとから調査・評価して公表することが必要である、とい

うものです。救済メカニズムは、例えばセクハラ・パワハラは企業活動における人権侵害行為ですが、それを救済するために、ホットラインや相談室を設けるだけでなく、正当な手続きを定め、適正に運用できる制度にしておかなければならない、ということです。

ビジネスと人権に関し、最近の例をご紹介したいと思います。一つは、大きく報道されましたけれども、大手化粧品会社の事例です。大手化粧品会社の会長が自社のサイトで差別的な発言をしたとして、インターネット等で大きく批判され、それを受けて取引先の大手流通会社が化粧品会社との取引見直しの方針を示したため、化粧品会社が釈明に追われた、というものです。結局、流通会社との取引は停止されなかったようですが、ふるさと納税の返礼品としての扱いが中止されるなど、地方自治体からは協力関係の解消が実際になされたそうです。大手流通会社は、差別的な傾向があると糾弾されるような会社の商品を扱うことで、自社も同じように見られてしまい、人権軽視の会社とみられることを避けようとしたのだと言えます。大手流通会社から見れば、サプライチェーンにおける人権問題が、自社に跳ね返ってきそうになったケースです。

もう一つは、インターネットの大手商品販売サイトとそこへの納入業者との商品基本供給契約の条文のケースです。最近見た契約条項ですが、前文に「調達指針」が定められ、サイト運営の会社においては環境に貢献すること、人権を尊重すること、労働環境へ配慮することなどの指針を定め、それに従って商品を調達します、とうたっています。その文章には、「サプライチェーン全体における、強制労働、児童労働、ハラスメント、差別を含むあらゆる人権侵害及び人権侵害への加担を排除します。」とありました。これは平たく言うと、人権侵害を行っている会社の商品は買いませんよ、というものです。現実的にその商品が人権侵害に加担しているものかどうか簡単に判断できるものではないので、この指針に反したからすぐに取引停止を行うわけではないでしょうが、今後企業取引において商品調達の指針として、相手企業が人権侵害を行っていないか、が問題にされてくると思われます。

ところで、最初に国連で制定されたビジネスと人権の指導原則には興味深い記述があります。「人権侵害とのオフセット（相殺）はできない」ということです。企業が人権の享受に貢献するような様々な活動（例えば弱者支援のための寄付やボランティア活動）をしているからといって、事業で人権を侵害したことは相殺できない（許してもらおうというのは間違い）ということです。いい商品やサービスを提供しているからといって、劣悪な労働環境が許されるわけではもちろんありません。

企業活動にも人権の視点が必要であることについてご関心をいただきたくお話いたしました。以上で、会長時間を終わります。

第1629回例会　9月28日

皆さん、こんにちは。

緊急事態宣言も今月末を以て解除されそうです。早く例会で再会をしたいところではありますが、会場のキャンセル可能期間までに解除の見通しを判断することができなかったため、10月５日の例会につきましてはZoomでの例会とさせていただきます。緊急事態宣言が解除されれば、12日の例会からリアルでの例会とさせていただきます。

さて、10月17日のバーチャル地区大会の開催も迫っております。コロナ禍の不便な状況の下ですが、新機軸を打ち出して地区の活動を活性化されておられる杉川ガバナーから、後ほど卓話で地区の活動についてお話をいただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、今日の会長時間のテーマとしてお話しするのは、ディーセント・ワークです。

ディーセント・ワークという言葉、お聞きになったことがありますでしょうか。ディーセント（decent）という英語は「まともな、きちんとした」という意味だそうです。仕事は単なる労働ではなく働きがいがあって、人間としての生活や権利を守るものでなければならない、ということを意味しています。

安倍内閣において行われた働き方改革の一連の立法は、このディーセント・ワークの実現に向けたものであり、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善や労働時間の規制が行われています。

また、以前ご紹介したSDGsの８番目の目標「働きがいも経済成長も」の中には、「2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」が目標として掲げられており、日本政府の対応もこれを受けたものであると言えます。

同一労働同一賃金については、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（通称パートタイム・有期雇用労働法）の改正でより具体化され、同法は今年の４月１日から中小企業に対しても全面的に施行されているのは皆様ご承知のところかと思います。

同法は、パートタイム労働者、有期雇用労働者らの非正規社員と無期雇用フルタイム労働者、いわゆる正社員の待遇差が、バランスのとれたものでなければならない、ということを定めています。事業主は、基本給、賞与等の待遇について、正社員とパート社員の間で「職務の内容、職務内容や配置の変更の範囲、その他の事情のうち、その待遇の性質及び目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない」としています。

ややこしいですが、たとえば通勤手当について言えば、通勤は非正規社員であっても正社員であっても同じように行うので、非正規社員に払わないのは合理的とは言えません。賞与はどうでしょうか。これについては、この法律ができる前に提訴されていた事件ですが、

正社員と有期社員の格差が問題となった例で昨年12月に最高裁判所での判決が出ています。賞与について会社の業績に連動するものではなく、正社員との職務内容の違い、職務の変更の有無などを考慮し、有期社員への賞与の不支給は不合理な差別とは言えない、という格差を認める判決が出ています。これは大学職員の例で、業績に応じた賞与ではありませんでした。しかし、もし会社の業績が良い場合に賞与を支給するということになっていると、その良い業績に貢献しているのは正社員だけでなく、パートや有期社員も貢献しています。すると、それに対して賞与を払わないのは不合理ではないか、という議論が出てきます。貢献の程度をどう考えるかですが、支給額に差を設けることはあり得るとしても、全く払わない、というのは難しくなります。

同じ時期の最高裁の判決で日本郵便の事例ですが、家族のいる正社員に支給されていた扶養手当を、非正規社員に支給しないのは不合理な差別にあたる、とされています。正社員に継続的に勤務してもらうためにも家庭生活を安定させるべく扶養手当を出すのであって、非正規社員はそこまで長く勤務してもらうわけではない、という会社側の主張を排斥して、その事例では非正規社員については半年から１年という有期雇用期間であったようですが、更新されている社員もいたことから、そのくらいの期間でも非正規社員についても継続雇用の維持の趣旨は必要だとしたものです。

正社員については、終身雇用、年功序列を前提に会社への長期間の忠誠を維持することは合理的な目的といえますが、それだけの理由で正社員の優遇を合理化できるわけではありません。仕事の内容、配置転換の有無、成果、能力、経験など、待遇に差を設ける具体的な事情が必要で、それらの事情による待遇差も合理的なものでなければなりません。

この法律では、使用者は、なぜ正社員との待遇が違うのか、と非正規社員に質問されたら、非正規社員にその理由を説明しなければならない義務を課しています。

同一労働同一賃金制度は、仕事に対して給料を払うという意味で、欧米型の職務給制度に馴染むものです。これに対し、日本の年功序列制度は、本人の能力、場合によっては潜在的なものも含めた、人の能力に給料を払う職能給制度に馴染んでいます。しかし、終身雇用制度の先行きも怪しくなっています。非正規社員だけではありませんが、従業員が給与明細を見て、なぜこの給料額なのですか、この手当はどういう意味ですか、なぜＡさんと自分の待遇は違うのですか、と疑問を持ったとき、そんなの上司の評価も含めて当たり前だろ、今は我慢しとけよ、というように、広い意味では、会社の裁量だろ、嫌ならやめてくれればいい、というスタンスは許されなくなっています。

ディーセント・ワークの観点からは、待遇を含め働きがいのある職場にして、正規か非正規かを問わず、従業員にフルに能力を出してもらえるような給与体系の構築が求められていると言えるでしょう。それが会社としての「経済成長も働きがいも」実現する方法と言えます。

以上で、会長時間を終わります。

掲　示　板

10月行事予定

❖10月５日（火）　例会終了後～
　第４回理事役員会
❖10月17日（日）　13：00～
　地区大会本会議（広島国際会議場）
❖10月19日（火）
　休会

DONATION

	9月	年度累計
スマイル	19,000円	138,000円
100万ドル	0円	129,756円
善意の箱	0円	10,391円

例　会　記　録

第1627回例会　9月9日

12:30～13:30　Zoom

創立35周年記念例会

国歌　われらの生業

物故会員紹介

2018年11月30日　岡本文治　様
2020年７月23日　山下幸彦　様
2020年10月26日　田中和之　様
2021年１月４日　三好清隆　様

敬寿のお祝い

還暦（60歳）　井上俊博　会員・新藤幸次郎　会員
古希（70歳）　室崎雅宣　会員・田中茂樹　会員
喜寿（77歳）　佐々木宏　会員
傘寿（80歳）　梶本尚揮　会員・白築忠治　会員

会長時間

幹事報告

ロータリーの友誌９月号・ガバナー月信９月号・月報８月号並びに９月の誕生月、結婚記念月お祝い発送の案内。／創立35周年記念品として食品の順次送付の案内（協力：８月入会平岩会員）。／次回９月14日（火）例会の案内（Zoom配信、ホテルでのリアル例会なし）。／９月21日（火）休会の案内。／９月も引き続き全員出席扱い、メークアップ不要。Zoom例会への積極的参加の呼びかけ。

プログラム

「創立35周年記念事業報告」
根石英行　会長

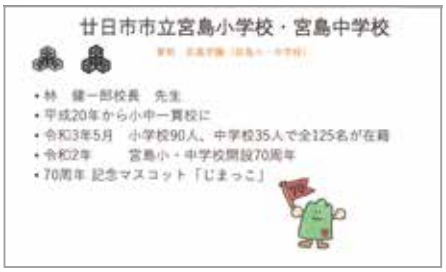

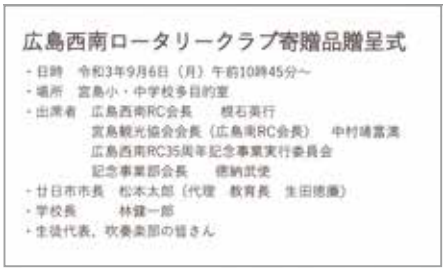

創立35周年記念事業として
吹奏楽楽器一式などを寄贈
広島西南ロータリークラブ

広島西南ロータリークラブ（根石英行会長＝㈱広島メーブル法律事務所代表）は６日、創立35周年記念事業として宮島学園へ吹奏楽楽器一式などを寄贈した。

楽器は２月頃に生徒達の手に渡っており、既に練習で使用されている。

コロナ禍での式とあって、殆どの生徒はリモートでの見学となった。

寄贈したのは、フルート・クラリネット・スーザフォンなどの吹奏楽楽器一式と、地域のお祭りや、学校同士の交流イベントで使う法被、歓迎用横断幕、宮島学園のキャラクター「じまっこ」の着ぐるみセット。式で根石会長は「コロナ禍という状況だが、楽しい学園生活を送ってほしい」と話し、生徒代表は「感謝の気持ちを持って、楽器を大切にし、いい演奏をします」と礼を述べた。

15年前、同クラブの設立10周年記念行事として宮島に桜の植樹を行い、今までに２００本以上を植樹している縁から寄贈に至った。寄贈品は今後の文化祭や地域のお祭り、イベントで使うそうだ。

経済レポート
令和３年９月14日掲載

第1628回例会　9月14日

12:30～13:30　Zoom

奉仕の理想
四つのテスト唱和
お誕生記念月記念品贈呈
ご結婚記念月記念品贈呈
会長時間
幹事報告

９月のロータリーレートの案内（１ドル＝110円変更なし）。／例会終了後、引き続き理事役員会開催。理事役員以外の会員は例会終了後Zoomを退出のこと。／次週例会は休会。／次回９月28日（火）例会もZoom例会。プログラムは杉川ガバナーによるガバナー活動報告（公式訪問等の紹介）の予定。

プログラム

会員卓話

「会報資料委員会の活動について」

大山修司　会報資料委員長

1

会報資料委員会の活動について

2021年9月14日
広島西南ロータリークラブ
会報資料委員会　委員長　大山修司

7

「親睦」は例会から！

会報
（1）欠席メンバーへの例会内容を周知する役割
（2）例会内容を記録する役割

「親睦」を図る機能である例会を、「**周知**」と「**記録**」で支える重要な役割を、会報は担っているといえる。

ロータリーの定義

ロータリーは
（1）人道的な奉仕を行い、
（2）あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを推奨し、
（3）世界における親善と平和の確立に寄与することを目指した、
（4）事業及び専門職務に携わる指導者が世界的に結び合った団体である。

組織内の位置づけ

公共イメージ委員会

クラブ広報委員会	会報資料委員会
方針 広島西南ロータリークラブの活動やプロジェクトに対する会員・メディア・地域社会への認識を高める活動を行う。	**方針** （1）広島西南RCの情報を収集し、会員とその共有を図ることを目的として発信を行う （2）広島西南RCの魅力を会報を通じて発信することで、会員の結束につなげる。 （3）現会員の「ひと」が伝わる記事づくりにより、会員間の親しみを深め、結束を強化する。 （4）ロータリー精神をより深く学ぶための記事を定期的に掲載する。
↓ より**外部**的役割	↓ より**内部**的役割

ロータリーの目的

意義ある事業の基礎として**奉仕の理念**を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

第1　知り合いを広めることによって**奉仕**の機会とすること。
第2　職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に**奉仕**する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること
第3　ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、**奉仕**の理念を実践すること
第4　**奉仕**の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

会報の内部的役割について

（1）周知
①欠席会員への例会内容伝達
②スマイルの内容ほか会員の動向
③理事・役員会等議事録
④事業活動報告
⑤同好会等親睦活動報告
（2）記録
持続可能な組織を記録や資料が支える。

13

会報の内容

（1）　会長時間
（2）　卓話抄録
（3）　出席報告
（4）　来訪者紹介
（5）　理事会報告
（6）　委員会報告
（7）　会計報告
（8）　会員の動静
（9）　誕生日
（10）未充填職業分類表
（11）ＲＩや地区のニュース
（12）ロータリー情報
（13）ニコニコボックス
（14）次回例会プログラムの予告

中核となる価値観

（1）奉仕（SERVICE）
（2）**親睦**（FELLOWSHIP）
（3）多様性（DIVERSITY）
（4）高潔性（INTEGRITY）
（5）リーダーシップ（LEADERSHIP）

会報の外部的役割について

クラブ及び会員個人の

・奉仕の実践
・活発な親睦

を外部に知ってもらう手段として用いることにより、外部と**ロータリーの価値観を共有し、奉仕の仲間を増やす。**

会報の情報収集源

（1）クラブ理事会、クラブ委員会
（2）地区、ガバナー月信
（3）ロータリーの友
（4）RI
（5）RI出版物、ロータリー・ワールド、国際ロータリー・Web

ロータリー運動の実体を表す言葉

「**入りて**学び、**出でて**奉仕せよ」

「**入りて学び**」
世の中のあらゆる有用な職業から選ばれた裁量権を持った職業人が、一週一回の例会に集い、例会の場で、職業上の発想の交換を通じて、分かち合いの精神による事業の永続性を学び、友情を深め、自己改善を計り、その結果として奉仕の心が育まれてきます。
「**出でて奉仕せよ**」
例会で高められた奉仕の心を持って、それぞれの家庭、職場、地域社会に帰り、奉仕活動を実践します。

会報資料委員会の任務

（1）クラブ週報を定期的に発行する。
（2）ロータリー情報が満載された“ Weekly Bulletin "として、プログラムの予告、諸会合のハイライト、クラブ、会員、ロータリー一般の報告を掲載する。
（3）新しいアイディアや情報を知るために、他クラブと週報を交換する。

コロナ禍における会報の役割を考える

現状
会場に集まっての安定的な例会開催が難しく、また奉仕活動や親睦活動の多くが制限される。
危惧される状況
親睦の機会が大幅に減ることにより、奉仕の精神を網のように支える人間の繋がりが希薄になる恐れ。
会報に望まれる役割
会員の顔が見えるような記事づくりで、会員で形成する網の維持・強化を図る。

ロータリークラブにおける「親睦」

ロータリークラブにおける「親睦」とは
どんなことでも相談でき、どんなことを相談しても、わが身の不利にはならないことが保証されるような、クラブの会員全てが固い友情で結ばれている状態のことを、ロータリーでは「親睦」と呼んでいる。

そして、この「親睦」を図る最も重要な要素であるのが**「例会」の出席**であり、これを通じて奉仕の心を育み、実践することを目指すのが目的といえる。

会報編集の留意点

（1）委員会活動はクラブ会報を通じて広報されることを考えて、他の委員会と緊密な協力体制をとる必要がある。
（2）クラブ週報は年次報告書と共に、クラブの管理運営や活動のすべてを知る貴重な財産であり、ロータリー年度を重ねる度にその貴重度 が増加する。将来に残すクラブの歴史を記録しているという認識を持って、編集しなければならない。
（3）委員会活動であるから、事務局や外部の専門の編集者に依頼せず、会員の努力で編集することが望ましく、卓話担当者や例会で報告を行った会員が、会報編集用の原稿を提出するように習慣づけることが大切である。

ご清聴ありがとうございました

第1629回例会　9月28日

12:30～13:30　Zoom

ROTARY

会長時間

幹事報告

今年度地区大会の案内（10月17日（日）午後、国際会議場で開催、当クラブは全員登録で登録料はクラブ負担）。／次回例会もZoom例会。プログラムは当クラブの今年度地区補助金事業先であるNPO法人ひゅーるぽん理事長　川口隆司様「ひゅーるぽんの活動について」の予定。／次週以降の例会についての連絡事項。

プログラム

会員卓話

「ガバナーの活動について（公式訪問概要等）」

杉川聡　会員（RI第2710地区ガバナー）

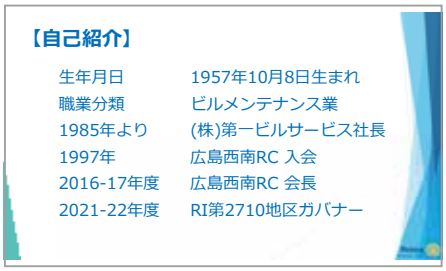

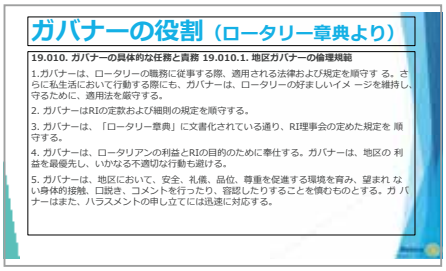

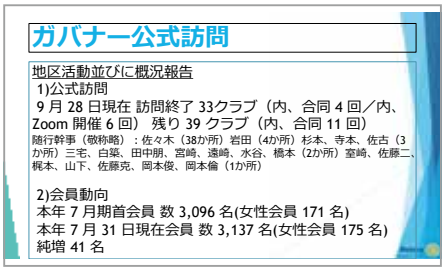

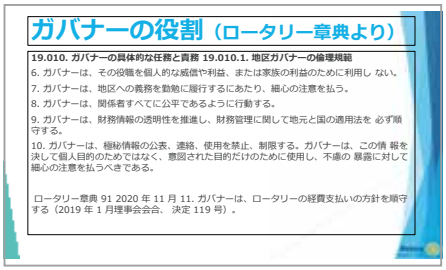

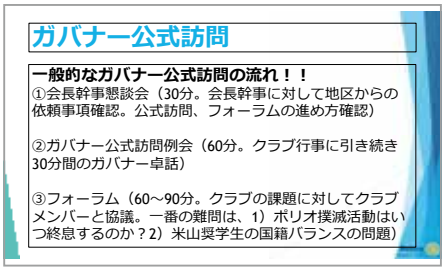

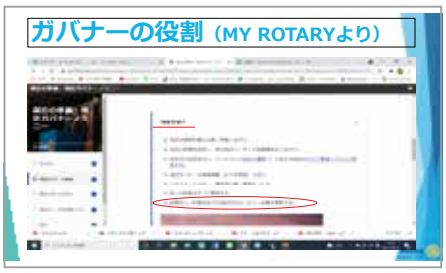

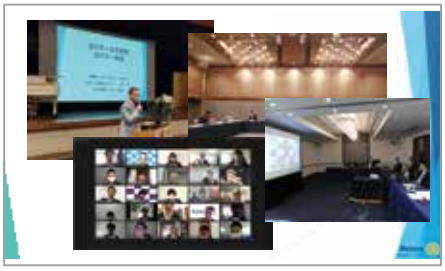

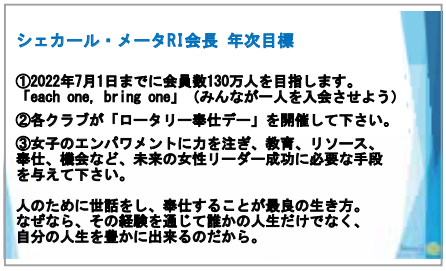

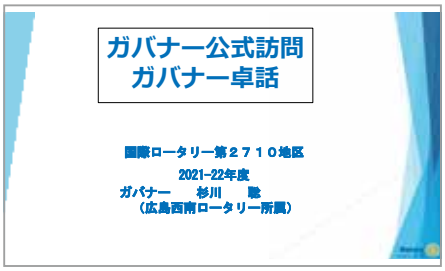

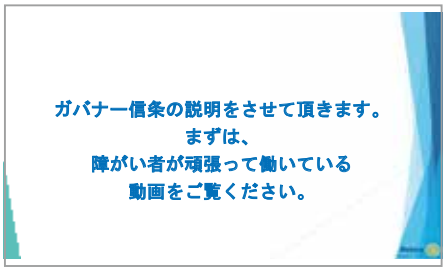

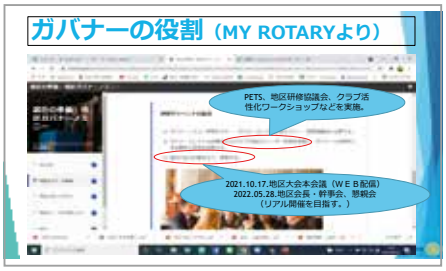

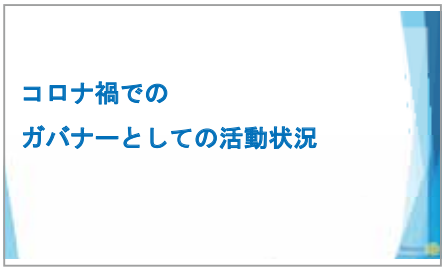

地区ガバナー信条と地区運営方針

ガバナー信条

「みんなのためになるかどうか。
未来のためになるかどうか。」
～多様性を受け入れ、相互理解を深めよう～

地区重点運営方針-1

①クラブ運営の積極的支援
・クラブに今以上に役立つ「地区」になるために
現在の運営内容等の見直し
地区委員会の在り方
行事の在り方
組織等の見直し

②会員基盤の強化
・退会防止には柔軟な対応
・会員増強：each one, bring one
50人以下のクラブは純増1名、51人以上のクラブは純増2名

地区重点運営方針-3

⑤ロータリークラブとローターアクトクラブ間の協力強化
・現在のローターアクトクラブは地区内では
下関・広島・徳山・福山・宇部・広島中央・広島大学。

⑥ダイバーシティ理解を深める卓話実施の支援
・年に1回以上卓話をお願い致します。

地区ガバナー信条と地区運営方針

・10数年前に障がい者の親子との出会い。

・障がい者に働く場を提供したい。

・障がい者就労支援施設と障がい者雇用に注力。

「みんなのためになるかどうか。
未来のためになるかどうか。」
～多様性を受け入れ、相互理解を深めよう～

地区重点運営方針-2

③クラブのデジタルトランスフォーメーションの推進支援
・ZOOMなどを活用し、例会や会議などの対応力強化
・クラブ・セントラルには必ず入力を

④ロータリー奉仕デー推進支援(他団体との連携)
・グループ単位で調整願います。
・外部の方を25%以上参加して貰って下さい。

コロナに負けずに

頑張って行きましょう。

国際ロータリー第２７１０地区
2021-22年度
ガバナー　杉川　聡
（広島西南ロータリー所属）

地区ガバナー信条と地区運営方針

・コロナ禍において、世界的に様々な差別が発生。

受容の精神の必要性を実感。SDGs活動などの

社会への浸透を見るにつけ、未来への責任を痛感。

「みんなのためになるかどうか。
未来のためになるかどうか。」
～多様性を受け入れ、相互理解を深めよう～

災害時ボランティア協力

県社協 国際ロータリーなどと協定

協定書を手にする山本会長㊨と杉川ガバナー㊥、山口県社協の隅喜彦会長

広島県社会福祉協議会は24日、災害時のボランティア支援について、国際ロータリー第2710地区、山口県社会福祉協議会と協定を結んだ。

第2710地区は広島、山口両県の計73のロータリークラブ（RC）から成る。協定によると、大規模災害時にボランティアセンターを設置・運営する両社協からの要請を受け、RCがボランティアの移動のための車の手配や飲食の提供などで協力。資機材の提供のほか人的支援もする。

近年、大雨などによる災害が相次ぐ。災害の発生直後、ボランティアの活動のための資機材の不足や移動手段の確保が課題となっていた。

この日、広島市南区のホテルで調印式があった。広島県社協の山本一隆会長は「協力関係を築けるのは心強い」と話し、同地区の杉川聡ガバナーは「災害時、地域のために適切な支援をしていきたい」と話していた。（石井雄一）

中国新聞
令和3年9月25日掲載

2021 年９月 杉川ガバナー公式訪問記録

公式訪問日	クラブ名		例会時間	会長・幹事懇談会	フォーラム	会場	地区随行
9月1日(水)	山口		12:30～13:30	12:00～12:25	13:40～14:30	コンベンションかめ福	佐藤克則
9月2日(木)	西条		12:30～13:30 (Zoom)	11:30～12:00 (Zoom)	中止	グランラセーレ東広島	田中朋博
9月15日(水)	福山東		12:30～13:30	11:30～12:00	13:40～15:10	福山ニューキャッスルホテル	水谷耕平
9月15日(水)	福山 REC2710		中止	18:30～19:00	19:10～19:30	福山市市民参画センター	水谷耕平
9月21日(火)	山口県央		12:30～13:30 (Zoom)	12:00～12:15 (Zoom)	13:40～14:10 (Zoom)	山口グランドホテル	佐々木宏
9月29日(水)	徳山東		12:30～13:30	11:30～12:30	13:40～15:10	国民宿舎　大城	岡本倫明
9月30日(木)	防府 防府南 防府東	合同	12:30～13:30	11:30～12:00	13:30～14:00	防府グランドホテル	佐々木宏

※　この他の予定されていたものについては、後日延期となっています。

2021－2022年度　第３回理事・役員会　議事録

日　時：2021年９月14日　例会終了後～
場　所：ＡＮＡクラウンプラザホテル４Ｆ＆Zoom
出席者：根石、桒田、佐藤（克）、佐藤（二）、折本、藤田、漆原、佐藤（暖）、白築、萬歳、山國河原

根石会長挨拶

議事

⑴佐賀長崎豪雨災害支援について
１人あたり￥1,000をクラブ負担により支援する事を承認

⑵地区大会全員登録について
当クラブでは全員登録、会費の￥2,000はクラブ負担とする事を承認

⑶広島国際映画祭後援について
後援名義の使用依頼を承認

⑷10月例会について
コロナの状況次第でZoomもしくはハイブリッドを選択
10／５に関しては現在のZoomスタイルで行う。

⑸10月プログラムについて
９／28杉川ガバナー 10／５ひゅーるぽん10／12米山奨学委員会10／26山下哲夫会員の卓話をいただく。

⑹吉田会員の退会届けについて
ご高齢ということもあり本人の自筆の届けを拝読、ご意思を尊重して承認。

⑺８月度会計報告　萬歳会計
災害支援金は100万ドルからの支出では不足するので一般会計から仮払することを承認

⑻各理事役員報告
藤田理事により宮島学園についての報告

次回開催日

第４回理事役員会　令和３年10月５日(火) 13：45～
ＡＮＡクラウンプラザホテル広島＆Zoom

閉会挨拶　佐藤副会長

９月の会員記念日

会員誕生日

漆原　健夫	２日	寺本　真司	23日
平岩　宏隆	６日	岡本　俊雄	26日
小野　誠	17日	山下　哲夫	28日
平原　一彦	17日		

創　業　月

平原　一彦	㈲カープタクシー	Ｓ28年
影久　知也	アズデックス㈱	Ｈ20年
小野　誠	ANAクラウンプラザホテル広島	Ｓ58年
大江かおり	㈱グレースラーン	Ｈ28年
先小山英夫	㈱広島リバーサイドホテル	Ｓ25年
時岡　俊介	㈱エスリンク	Ｈ元年

入　会　月

山下　哲夫	Ｓ61年	石井　和彦	Ｓ61年
山本　豊	Ｓ61年	萬歳　幸治	Ｓ61年
白築　忠治	Ｓ61年	平原　一彦	Ｈ２年
佐々木　宏	Ｓ61年	平石　雅史	Ｈ12年
奥田　實	Ｓ61年	岡本　俊雄	Ｈ14年
梶本　尚揮	Ｓ61年	室﨑　雅宣	Ｈ17年

結婚記念日

影久　知也	９日
上田　直治	17日

パートナー誕生日

村尾博司夫人	滋 子様	１日
石井和彦夫人	恭 子様	３日
河原英二夫人	雅 美様	16日
栗原佑哉夫人	寛 美様	25日
橋本幸範夫人	由利香様	30日
荒木　攻夫人	晶 子様	30日

編集後記

2021年10月26日発行

10月に入っても30度近い気温の日が続き、コロナ禍による不安のみならず、地球の体調は大丈夫なのだろうか、と長期的視点では一抹の不安を感じずにはいられません。
ただ、さしあたっては、全国的な第５波の急速な収束により緊急事態宣言が解除され、段階的にではありますが、飲食店が通常営業に向けて準備をする様子がうかがえ、これまでの鬱屈とした我々の心が少し解放されるのを感じます。Zoomでの例会が続いていますが、やはり例会は会員相互に顔を合わせて語らってこそ。早く「密」な例会が開催できますように。
（大山　修司）

発　行　広島西南ロータリークラブ
［会　長］根石 英行　［幹　事］桒田 博正
［事務所］広島市中区基町6-78
リーガロイヤルホテル13F
TEL 082-221-4894 FAX 082-221-4870
編　集　会報資料委員会

第2710地区 地区大会記念事業

広島市健康福祉局障害福祉部に福祉車両を寄贈

８月27日（金）

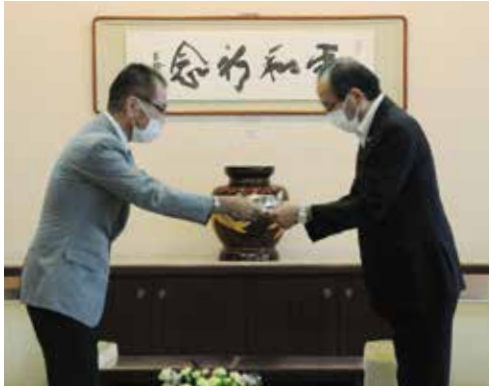

委員会コラム

前回に続き、三原市の情報第二弾。なぜに三原をフィーチャーしているかというと、当の私の地元だからであります。三原は、私の幼少期にはまだ瀬戸大橋、しまなみ海道もなく、よって四国と本州を結ぶ海の玄関口として栄え、新幹線も止まることから多くの人通りがある栄えた町でした。今では、多くの人が勤めた帝人や三菱が撤退し、まちの中心地ですらシャッター街という状況です。そんな中、気を吐く元気なお店のご紹介です。

【三原　パティスリー・コグマヤ】

パティスリー・コグマヤさん

コグマヤさんといえば、私が小学生のころ（およそ40年以上前）から三原にお店を構える、老舗の洋菓子屋です。

当時と言えば、三原には洋菓子屋が２、３軒しかなく、よって、誕生日やクリスマスのケーキといえば、その数店のうちの一つの洋菓子屋のケーキが食卓に登場するわけです。

そして、コグマヤさんのケーキということがわかると、とても落胆したのを思い出します（汗）。都会（広島市）のケーキはさぞかしおいしいんだろうなぁと根拠なく都会を羨んだものです。

しかし、いま、このコグマヤさんは、全く別のお店（良い意味で）へと変貌を遂げました！シェフは新しい味や技術を求めてフランスへ修行に赴かれるし、味は甘さ控えめで品があり、フォルムは写真のとおり、お子さんに買って帰れば、喜ばれること間違いなしの「映える」フォルム。

時季の移ろいに応じて品が変わりますので、常時出会えるわけではありませんが、お近くにお立ち寄りの際には、是非ご家族へのお土産にでも（^_^）